

### 第3回「(仮称) 郡上市男女共同参画推進条例」策定委員会 要録

期 日 平成29年10月31日(火) 19:30~21:00

場 所 郡上市役所 4階大会議室

出席者 アドバイザー 岐阜大学 新村昌治教授

策定委員 11名(和田康夫、大坪裕、三津橋聡乃、村瀬一将、山下優子、池場利廣、上村ひとみ、小島昭彦、平井美津枝、武藤慎也、飯沼麻奈美)(欠席:河野奈穂子) ※敬称略

事務局:河合企画課長、和田主査

合計14名

#### 1. 開会(平井会長)

#### 2. 議事

○条例(案)の検討をする。今回は前文と第1条から第7条まで、次回は第8条以降を検討する。

事務局:(条文の前文について作成意図の説明)

アドバイザー:平易な言葉で書かれていて良いと思う。「お互いを認め合い」は若干抽象的かと思う。例えば「お互いの個性を、人格を認め合い」という言い方もあるかと思うが、私はこれでよいと考えるが、皆さんはどう思われるか。また、「ともに意見を出し合って」も自然な感じでよいが、「意志を尊重し合って」などでもよいと思う。「意見を出す」という言い方は「言葉に出したものだけ」という感じを受けるので、心に思っていることも含めてということでもっと広くとらえてもよいかとも思う。今は、「皆さん、こういう論点はいかがでしょうか」という意味で示してみた。非常に平易な言葉で書いてあって、2段落目は特に良いと感じている。

事務局:前文は条例を作る願い、目的などを表す部分になる。通常の条例、いわゆる例規といわれるものを作る場合、前文はあまり用いないということがひとつの決まりごとみたいになっているが、こういった理念を求める条例であると、例えば住民自治基本条例、清流長良川等保全条例は条例を作る願いとして前文を盛り込んでいる。今回の男女共同参画推進条例でも前文に思いを盛り込ませた。前文以降が条例としての決まりごとを優先するがために、堅苦しいような言葉になっているので、せめて前文はわかりやすいようにしたいという意図もあり、このような前文とした。そして、中にある「自然、文化、歴史、命を尊び、」などは市民憲章の中から言葉をピックアップして作成した。

委員:非常に語彙というものはすらすら出てこないものであるが、先般の意見を基に作っていただいているという感じが伺える。他市の前文は、長々と否定的に書いて

あり、それに比べるとわかりやすい。「豊かな自然と文化」「人と人とのつながり」を郡上人は大事にしているのによいと思う。そして、先行してあるプランの目指す姿も入っている。プランのめざす姿というところの「一人一人が責任を分かち合いながら」ということが入っているのでよいかと思う。また、小中学校の立場で言うと、郡上市の教育方針で一番大事にするところが「命と人権」である。そこを考えると「命を尊び、お互いを認め合い」は人権を大事にする部分につながってくる、また「未来を担っていく子どもたち」ということや、市民憲章も入っているので他の市に比べても見劣りしない、郡上市ならではの前文になっていると思う。

委員：次の条文に移る。また、戻って議論するということもあるが、次に進みたい。

事務局：（第1条について作成意図など説明。）わかりにくい行政のような書きぶりになっている。検討いただきたい。

委員：他の市は責務という言葉が使っているが、ここでは「責任及び役割」となっている。この言葉は後の条文にもつながっていくのによいと思う。

事務局：（第2条について作成意図など説明）

委員：書きぶりについてであるが、「男女共同参画」とあって、スペースがあり、解説があるが、改行などしないで続けるものなのか。

事務局：おっしゃるとおりであるが、これが条例のルールである。法律などもこのような書き方である。

アドバイザー：ドメスティック・バイオレンスの「過去において親密な関係にあったものを含む」という定義は少し広げすぎている気がするが、日本においては比較的そういう解釈があるのでいい。ドメスティックとは近くにいるという関係のものであり、その関係を利用し、暴力的なことをしても他に言えないということがある。「家庭内」ということであれば、現在同じ家庭内にいない「過去において親密な関係にあったもの」に対しては使わないと思うが、他市の条例にも結構このような表現で使われているので、おかしいとまでは思っていないが、少し広義的であるということは理解いただいていた方がよいかと思う。

委員：先ほどから意見があっても、修正するのかわからないのか明確でないまま議論が進んでいる。疑問への問いかけに対して、一つずつ決めて進んでもらえるとすっきりするが、いかがか。大事なことを決めていくので、私たちには責任があると思う。

委員：言われることはわかるが、なかなかぱっと言葉が浮かんでこないの、今、この場で意見が出たことについても一度事務局で検討してもらい、次回の時に「意見を基につくったがどうか」と確認して決定するという進め方もできるのではないかと思います。

委員：今回と次回があるので、今出た意見については事務局に練ってもらってはどうかと思う。今日は第7条まで進みたいので、決めることができるところは決める、

事務局に考えてもらうところは次回までに考えてもらうとしてはどうか。適切な言葉がこの場に出ないということもあるので本日の範囲の条例を通して検討して見て考えてはどうか。

事務局：(第3条について作成意図など説明)

暴力の根絶については基本理念の中に含まれている市も見受けられたが、暴力の根絶＝人権の尊重であるので、他のところで網羅できるのかと考え、郡上市の案の中では外した。

アドバイザー：(5)の「理解する」ということについては、行動を伴う言葉を入れた方がよいのではないか。取り組みが目的なので、「理解し、連携する」又は理解し、協力する」など行動を表す言葉を入れてるとよいのではないか。

委員：頭で理解するというよりは、行動が伴う表現の方がよいということであるか。

事務局：(第4条について作成意図など説明)

委員：他に比べて、市については「・・・しなければならない」と強い言い方になっているが、市の責任と役割が重いということで意図がわかっているのが良いかと思う。書きぶりとしては、あとの「市民の責任と役割」「事業者の責任と役割」「教育等関係者の責任と役割」と合っていればよいかと思う。

アドバイザー：市の責任と役割の中で、(3)の財政上の措置だけは努力規定になっている。財政のことなのでやむを得ないと思う。

事務局：(第5条について作成意図など説明)

委員：「基本理念にのっとり」という部分については、少しひっかかる。その部分はなくてもよいかと思う。

事務局：作成した側としては、基本理念から外れないようにという意図で「基本理念にのっとり」と入れたが、既に掲げてあることを思えばなくてもよいかとも思う。

委員：そもそも基本理念があつてのことなので、条例としてよいものかどうか。

委員：「わかりやすく」という視点からはなくてもよいかと思う。

事務局：ある意味、二重の規定となっているかもしれない。市の責任と役割のところについては、市のことなので入れるべきかと思うが、第5条から第7条についてはない方がすっきりして読みやすいかもしれない。第10条についても、市が行うことが書かれているところなのであってもよいかと思う。

委員：第5条から第7条については省いてはどうか。

アドバイザー：「基本理念にのっとり」を書かなくてよいという前提に立てば、本当に「基本理念にのっとっているのか」ということが曖昧になってしまわないか。また、「基本理念にのっとり」ということが前提になっているならば、市の責任と役割だけにつけず、すべて取ってしまった方がよいかと思う。条文の作り方として、なぜ市だけにあるのかということにならないか。また、「基本理念にのっとり」があるところとないところがあると、かえって曖昧にならないだろうか。ただ、

「市が施策を総合的に策定し」の「策定」にかかる形容詞として「基本理念にのっとり」があるのなら、策定する人が基づくべきものとしてあるのならよいかと思う。「のっとり」は一般的な言い方ではなく、広くすべてに係る言葉なので「基づき」でよいかと思う。

事務局：市は施策として作っていかなければならないということがあるので、市は「基本理念にのっとり」と入れた方がよいかと思う。

委員：市は「基本理念にのっとり」を入れ、第5条から第7条は省くということでよいかと思う。

事務局：(第6条について作成意図など説明)

委員：「ワークライフバランス」という言葉を入れることについてはどうかと思った。

事務局：条例によって使っている市と「仕事と家庭の調和」と記している市もある。市によってまちまちである。

委員：「従業員が就業と家庭生活を両立させることができるよう」のあとにカッコをして「ワークライフバランス」としてもよいかもかもしれない。

事務局：「ワークライフバランス」という言葉が世間一般に知らしめられている言葉であるかどうかということはある。

委員：プランにはすでに使っている。

委員：もし入れるなら、基本理念の方にもカッコ書きで入れるなどの配慮も必要かと思う。

事務局：男女共同参画に関わる私たちにとってはワークライフバランスという言葉は身近であるが、男女共同参画という言葉自体に馴染みがない方もいる中で、「ワークライフバランス」の言葉の浸透度はどの程度かと考える。浸透していれば、カッコ書きなども必要かと思う。

委員：ワークライフバランスが流行り言葉のような形で使われているようなものであれば、わざわざ書かなくても今のままで理解できるのではないか。

委員：10年先まで残る言葉であるかどうか。

委員：入れた方がわかりやすいのではないか。

委員：2つに意見が分かれたので次回までの検討事項とする。

アドバイザー：ワークライフバランスは事業者の就業に関することという、少し広い概念である。バランスとは両立とは若干違い、個性的な何かを選ぶという意味もある。条例にカッコ付けで書くと「両立」と同一という意味なのかどうかということかわからないこともあるので、気を付けた方がよい。

事務局：郡上市のプランには「仕事と家庭の調和（ワークライフバランス）」として併記している。概要版の方ではワークライフバランスという言葉だけでとどめているが、一度条文を全部通してみた時にどんな形になるのか、確認してみたいと思う。ただ、この先、ワークライフバランスという言葉が存在していくのかどうかという

こともあるので、今のままとしておきたい気持ちはある。また、こういう条例を作ったときは条例の解説書を作るものであるが、その中でワークライフバランスという言葉を使って皆さんに周知するのも一つの方法かと思う。

委員：この表現については、条文の前後を見ながらいれるべきかどうかとか、解説書の中で説明するということから検討いただいて次回にまとめていただくこととしてはどうか。

事務局：(第7条について作成意図など説明)

委員：「教育及び保育」となっており、保育が後になっているが、通常から考えると保育から教育にならないか。

事務局：この条文は、「教育等関係者」と掲げてあるので教育を先にしている。

委員：了解。

○まとめ (アドバイザー)

条例は比較的科学的、論理的な文章なので、必要でない言葉は入れないこと、きちんとした構成にすること、余分なことは書かず必要なことだけをしっかり書くということ自体が個性的だと思う。また、前文の否定的な表現などなく、むしろ施策で現状を見直して深めていくということはよいかと考えている。あえて否定的な言葉を使わずに条文を作っていくということ自体が個性的な条例の作り方だと思う。最初にワークショップで議論されたことが生きていて、まさに委員会で条例を作っているという感じがしてよいと思う。

○今後の予定

次回はいただいた意見をまとめて委員の皆さんにお送りする。次回は11月下旬を予定している。

以上